

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則等
の一部を改正する規則制定の件

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように制定するにあたり、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和29年西宮市教育委員会規則第5号）第3条第2項の規定により平成31年3月29日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

平成31年4月10日提出

西宮市教育委員会教育長 重松 司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則等の
一部を改正する規則

（西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部改正）
第1条 西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則（昭和36年度西宮市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「（園長を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「または」を「又は」に改め、同条第3項中「E」を「D」に、「F」を「E」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前2項の規定は、園長若しくは教頭に事故がある場合又は園長若しくは教

頭が欠けた場合について準用する。

第8条中「F」を「E」に、「G」を「F」に、「H」を「G」に改める。

付則第14項を削る。

別表第3Cの項中「(特命事項に関する職務に従事する者に限る。)」を削り、同表中Dの項を削り、Eの項をDの項に、Fの項をEの項に、Gの項をFの項に、Hの項をGの項とし、同表備考2及び3中「E」を「D」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第6条関係)

期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額加算割合表

適用を受ける給料表	職員	加算割合
教育職給料表 (1)	職務の級が1級及び2級である職員のうち、任命権者が別に定める者	100分の5
	職務の級が2級及び3級である職員のうち、別表第3Dの項支給範囲の欄に該当するもの及びこれに準ずる者として任命権者が別に定める職員	100分の10
	職務の級が4級である職員のうち、別表第3Fの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の14
	職務の級が4級である職員のうち、別表第3Cの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の15
	職務の級が5級である職員のうち、別表第3B及びEの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の18
	職務の級が5級である職員のうち、別表第3Aの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の20
教育職給料表 (2)	職務の級が2級である職員のうち、任命権者が別に定める者	100分の5
	職務の級が2級である職員のうち、別表第3Gの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の8

	職務の級が2級及び3級である職員のうち、別表第3D及びFの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の10
	職務の級が3級である職員のうち、別表第3Cの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の15

(西宮市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の職名に関する規則の一部改正)

第2条 西宮市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の職名に関する規則(昭和33年西宮市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第2号中「、参事補」を削り、同条第2項中「、参事補は、行政職給料表5級に、又は課長補佐の役名を発令され教育職給料表(1)3級若しくは教育職給料表(2)2級に格付されている職員の職名とし」を削る。

第4条中「、課長補佐」を削る。

(西宮市立の学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 西宮市立の学校の管理運営に関する規則(平成20年西宮市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第42条第2項中「、課長補佐」及び「及び」を削り、同条第4項を削り、同条第8項及び第11項各号列記以外の部分中「、課長補佐」を削り、同項第1号ア中「課長補佐(課長補佐を置かない高等学校にあっては、係長)」を「係長」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条中第5項を第4項とし、第6項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

(西宮市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第4条 西宮市教育委員会事務局処務規則(平成2年西宮市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第4項中「課長補佐及び」を削る。

第4条第3項中「課長補佐又は」を削る。

第6条第3項中「課長補佐」を「係長」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

第7条第1項及び第10条中「、課長補佐」を削る。

(西宮市教育委員会教育機関処務規則の一部改正)

第4条 西宮市教育委員会教育機関処務規則(平成2年西宮市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

所属	名称	教育機関の長の名称	教育機関の職員			
			課長相当の職	係長相当の職	主任嘱託員	一般職員
学校教育部	総合教育センター	所長	所長			主査 副主査 主事 指導主事 司書 その他必要な職員
	郷土資料館	館長	館長			
社会教育部	中央公民館	館長	館長			
	鳴尾公民館	館長			館長	
	鳴尾東公民館	館長			館長	
	南甲子園公民館	館長			館長	
	今津公民館	館長			館長	
	山口公民館	館長			館長	
	上甲子園公民館	館長			館長	
	大社公民館	館長			館長	
	甲東公民館	館長			館長	
	塩瀬公民館	館長			館長	
	春風公民館	館長			館長	

夙川公民館	館長			館長
浜脇公民館	館長			館長
用海公民館	館長			館長
学文公民館	館長			館長
若竹公民館	館長	館長		
瓦木公民館	館長			館長
段上公民館	館長			館長
高須公民館	館長			館長
神原公民館	館長			館長
越木岩公民館	館長			館長
高木公民館	館長			館長
上ヶ原公民館	館長			館長
西宮浜公民館	館長			館長
中央図書館	館長	館長		
北部図書館	館長		館長	
鳴尾図書館	館長		館長	
北口図書館	館長	館長		
山東自然の家	所長			
青少年育成センター	所長	所長		

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第4条第2項を削り、同条第4項中「、課長補佐」を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第6条中「、課長補佐」を削る。

付 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成33年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則（以下「第1条の規定による改正後の規則」という。）別表第3Dの項に規定する管理職手当の支給を受ける者のうち、施行日の前日において、第1条の規定による改正前の西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則（以下「第1条の規定による改正前の規則」という。）別表第3Dの項に規定する管理職手当の支給を受けていたもの（任命権者が定める者を除く。）に対する第1条の規定による改正後の規則別表第3の規定の適用については、同表Dの項中「45,000円」とあるのは、施行日から平成32年3月31日までの間は「56,000円」と、同年4月1日から平成33年3月31日までの間は「52,000円」とする。

(参考)

○提案理由

課長補佐の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則

現 行	改 正 案
<p>(管理職手当の支給基準)</p> <p>第5条 給与条例第7条の6第1項に規定する規則で定める者は、別表第3支給範囲の欄に掲げる職員とし、管理職手当の月額を、同表の区分に応じ、それぞれ同表支給額の欄に定める額とする。</p> <p>2 校長(園長を含む。以下この条において同じ。)に事故がある場合または校長が欠けた場合において、当該学校の校長以外の職員を当該学校の校長の職務を行う者として任命したときは、校長として任命したときは、校長としての管理職手当の月額を支給する。この場合において、その者が現に管理職手当の月額を受けているときは、校長の職務を受けているときは、校長の職務を行う者として任命された期間現に受けている管理職手当の月額を支給しない。ただし、その額が現に受けている管理職手当の月額に満たないときは、現に受けている管理職手当相当額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、給与条例第7条の3の規定による給料の教職調整額を受けられるものの校長としての管理職手当の月額については、別表第3備考第3項中「Eの項」とあるのは「Fの項」と読み替えるものとする。ただし、その額が現に受けている管理職手当の月額に満たないときは、現に受けている管理職手当相当額とする。</p> <p>4 教頭に事故がある場合または教頭が欠けた場合においては、前2項の規定を準用する。</p>	<p>(管理職手当の支給基準)</p> <p>第5条 給与条例第7条の6第1項に規定する規則で定める者は、別表第3支給範囲の欄に掲げる職員とし、管理職手当の月額は、同表の区分に応じ、それぞれ同表支給額の欄に定める額とする。</p> <p>2 校長に事故がある場合又は校長が欠けた場合において、当該学校の校長以外の職員を当該学校の校長の職務を行う者として任命したときは、校長としての管理職手当の月額を支給する。この場合において、その者が現に管理職手当の月額を受けているときは、校長の職務を行う者として任命された期間現に受けている管理職手当の月額を支給しない。ただし、その額が現に受けている管理職手当の月額に満たないときは、現に受けている管理職手当相当額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、給与条例第7条の3の規定による給料の教職調整額を受けられるものの校長としての管理職手当の月額については、別表第3備考第3項中「Dの項」とあるのは「Eの項」と読み替えるものとする。ただし、その額が現に受けている管理職手当の月額に満たないときは、現に受けている管理職手当相当額とする。</p> <p>4 前2項の規定は、園長若しくは教頭に事故がある場合又は園長若しくは教頭が欠けた場合について準用する。</p>
<p>(管理職員特別勤務手当の支給基準)</p> <p>第8条 給与条例第19条の3第1項に規定する規則で定める職員は、別表第3Aの項からCの項まで及びEの項からHの項までに定める職員とする。</p> <p>2 給与条例第19条の3第2項の規則で定める時間帯は、午前0時から午前5時までとする。</p> <p>3 給与条例第19条の3第3項第1号及び同項第2号に規定する規則で定める額は、第1項に規定する職員の占める職に係る別表第3の区分に応じ、次の表に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が1時間(別表第3Eの項からHの項までに掲げる職員については、教育長が定める時間)に満たない場合は支給しないこととする。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の支給基準)</p> <p>第8条 給与条例第19条の3第1項に規定する規則で定める職員は、別表第3Aの項からCの項まで及びEの項からGの項までに定める職員とする。</p> <p>2 給与条例第19条の3第2項の規則で定める時間帯は、午前0時から午前5時までとする。</p> <p>3 給与条例第19条の3第3項第1号及び同項第2号に規定する規則で定める額は、第1項に規定する職員の占める職に係る別表第3の区分に応じ、次の表に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が1時間(別表第3Eの項からGの項までに掲げる職員については、教育長が定める時間)に満たない場合は支給しないこととする。</p>

区分	給与条例第19条の3第3項第1号の規則で定める額	給与条例第19条の3第3項第2号の規則で定める額
A	10,000円	5,000円
B	8,000円	4,000円
E	7,000円	3,500円
C及びG	6,000円	3,000円
H	4,000円	2,000円

別表第3 (第5条関係)

管理職手当支給基準表

区分	支給範囲	支給額
A	行政職給料表8級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、教育次長、担当理事、理事の役職名を有するもの	107,000円
B	行政職給料表7級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、部長、室長、参与の役職名を有するもの	88,000円

区分	給与条例第19条の3第3項第1号の規則で定める額	給与条例第19条の3第3項第2号の規則で定める額
A	10,000円	5,000円
B	8,000円	4,000円
E	7,000円	3,500円
C及びF	6,000円	3,000円
G	4,000円	2,000円

別表第3 (第5条関係)

管理職手当支給基準表

区分	支給範囲	支給額
A	行政職給料表8級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、教育次長、担当理事、理事の役職名を有するもの	107,000円
B	行政職給料表7級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、部長、室長、参与の役職名を有するもの	88,000円

C	行政職給料表6級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員、課長、館長、事務長、参事(特命事項に關する職務に従事する者に限る。)の役職名を有するもの	71,000円	C	行政職給料表6級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、課長、館長、事務長、参事の役職名を有するもの	71,000円
D	行政職給料表5級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で課長補佐、参事補の役職名を有するもの	59,000円	(削除)	(削除)	(削除)
E	行政職給料表5級に決定されている職員、医療職給料表(2)3級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、係長、副参事の役職名を有するもの	45,000円	D	行政職給料表5級に決定されている職員、医療職給料表(2)3級に決定されている職員及び教育職給料表の適用を受けている職員で、係長、副参事の役職名を有するもの	45,000円
F	教育職給料表(1)5級に決定されている職員で、高等学校の校長の職名を有するもの	68,300円	E	教育職給料表(1)5級に決定されている職員で、高等学校の校長の職名を有するもの	68,300円
G	教育職給料表(1)4級に決定されている職員で、高等学校の教頭の職名を有するもの及び教育職給料表(2)3級に決定されている職員で、幼稚園の園長の職名を有するもの	教育職給料表(1)4級に決定されている職員で、高等学校の教頭の職名を有するものにあつては、第1号に掲げる額とし、教育職給料表(2)3級に決定されている職員で、幼稚園の園長の職名を有するものにあつては、第2号に掲げる額とする。 (1) 54,200円	F	教育職給料表(1)4級に決定されている職員で、高等学校の教頭の職名を有するもの及び教育職給料表(2)3級に決定されている職員で、幼稚園の園長の職名を有するもの	教育職給料表(1)4級に決定されている職員で、高等学校の教頭の職名を有するものにあつては、第1号に掲げる額とし、教育職給料表(2)3級に決定されている職員で、幼稚園の園長の職名を有するものにあつては、第2号に掲げる額とする。 (1) 54,200円

	(2) 53,700円
Ⅳ	教育職給料表(2)2級に決定 されている職員で、幼稚園の教 頭の職名を有するもの

備考

- 短時間勤務職員の管理職手当の額は、この表に定める額にその者の1週間当たりの勤務時間を正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、育児短時間勤務をしている職員の管理職手当の額は、この表に定める額にその者の承認を受けた育児短時間勤務の勤務時間を正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- Eの項支給範囲の欄に該当する者の管理職手当の月額額は、同項支給額の欄に定める額(前項の規定の適用がある者については、同項の規定により算定した額。以下この項において「支給額」という。)に特別加給額(1月における正規の勤務時間が割り振られた日(休日を除く。)の時間外勤務1時間当たり1,500円の割合をもつて計算した額及び勤務を要しない日又は休日の勤務1時間当たり1,600円の割合をもつて計算した額の合計額をいい、支給額に当該合計額を加えた額がその者の属する職務の級の最高号給の給料月額100分の25に相当する額を超える場合には、当該合計額から当該100分の25を超える額を差し引いた額に相当する額とする。)を加算した額とする。
- 前項の規定にかかわらず、給与条例第7条の3の規定による給料の教職調整額を受けるときの管理職手当の月額額は、Eの項支給額の欄に定める額から給料の教職調整額に相当する額を減じた額に特別加給額を加算した額とする。ただし、特別加給額を含めた管理職手当の月額額は、そのもの属する職務の級の最高号給給料月額額の25%に相当する額から給料の教職調整額に相当する額を減じた額を限度とする。
- Cの項支給範囲の欄に該当する者で、給与条例別表第4備考による給料月額に加える額(以下「加算額」という。)を受けるときの管理職手当の月額額は、同項支給額の欄に定める額から加算額を減じた額とする。

	(2) 53,700円
Ⅴ	教育職給料表(2)2級に決定 されている職員で、幼稚園の教 頭の職名を有するもの

備考

- 短時間勤務職員の管理職手当の額は、この表に定める額にその者の1週間当たりの勤務時間を正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、育児短時間勤務をしている職員の管理職手当の額は、この表に定める額にその者の承認を受けた育児短時間勤務の勤務時間を正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- Dの項支給範囲の欄に該当する者の管理職手当の月額額は、同項支給額の欄に定める額(前項の規定の適用がある者については、同項の規定により算定した額。以下この項において「支給額」という。)に特別加給額(1月における正規の勤務時間が割り振られた日(休日を除く。)の時間外勤務1時間当たり1,500円の割合をもつて計算した額及び勤務を要しない日又は休日の勤務1時間当たり1,600円の割合をもつて計算した額の合計額をいい、支給額に当該合計額を加えた額がその者の属する職務の級の最高号給の給料月額100分の25に相当する額を超える場合には、当該合計額から当該100分の25を超える額を差し引いた額に相当する額とする。)を加算した額とする。
- 前項の規定にかかわらず、給与条例第7条の3の規定による給料の教職調整額を受けるときの管理職手当の月額額は、Dの項支給額の欄に定める額から給料の教職調整額に相当する額を減じた額に特別加給額を加算した額とする。ただし、特別加給額を含めた管理職手当の月額額は、そのもの属する職務の級の最高号給給料月額額の25%に相当する額から給料の教職調整額に相当する額を減じた額を限度とする。
- Cの項支給範囲の欄に該当する者で、給与条例別表第4備考による給料月額に加える額(以下「加算額」という。)を受けるときの管理職手当の月額額は、同項支給額の欄に定める額から加算額を減じた額とする。

別表第4 (第6条関係)

期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額加算割合表

適用を受ける給料表	職員	加算割合	
教育職給料表(1)	職務の級が1級及び2級である職員のうち、 任命権者が別に定める者	100分の5	
	職務の級が2級及び3級である職員のうち、 別表第3 Eの項支給範囲の欄に該当するもの 及びこれに準ずる者として任命権者が別に定 める職員	100分の10	
	職務の級が3級である職員のうち、別表第3 Dの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の12	
	職務の級が4級である職員のうち、別表第3 Gの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の14	
	職務の級が4級である職員のうち、別表第3 Cの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の15	
	職務の級が5級である職員のうち、別表第3 B及びFの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の18	
	職務の級が5級である職員のうち、別表第3 Aの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の20	
	教育職給料表(2)	職務の級が2級である職員のうち、任命権者 が別に定める者	100分の5
		職務の級が2級である職員のうち、別表第3 Hの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の8
		職務の級が2級及び3級である職員のうち、 別表第3 E及びGの項支給範囲の欄に該当す るもの	100分の10

別表第4 (第6条関係)

期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額加算割合表

適用を受ける給料表	職員	加算割合	
教育職給料表(1)	職務の級が1級及び2級である職員のうち、 任命権者が別に定める者	100分の5	
	職務の級が2級及び3級である職員のうち、 別表第3 Dの項支給範囲の欄に該当するもの 及びこれに準ずる者として任命権者が別に定 める職員	100分の10	
	(削除)	(削除)	
	職務の級が4級である職員のうち、別表第3 Eの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の14	
	職務の級が4級である職員のうち、別表第3 Cの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の15	
	職務の級が5級である職員のうち、別表第3 B及びEの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の18	
	職務の級が5級である職員のうち、別表第3 Aの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の20	
	教育職給料表(2)	職務の級が2級である職員のうち、任命権者 が別に定める者	100分の5
		職務の級が2級である職員のうち、別表第3 Gの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の8
		職務の級が2級及び3級である職員のうち、 別表第3 D及びFの項支給範囲の欄に該当す るもの	100分の10

職務の級が2級である職員のうち、別表第3 Dの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の12
職務の級が3級である職員のうち、別表第3 Cの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の15

(略)

付 則

(略)

14 当分の間、別表第3 Dの項支給範囲の欄に該当する者に係る別表第3の規定の適用については、同表備考第2項中「Eの項」とあるのは「Dの項」と、「1,500円」とあるのは「1,000円」と、「1,600円」とあるのは「1,100円」とする。〔117〕

	(削除)	(削除)
	職務の級が3級である職員のうち、別表第3 Cの項支給範囲の欄に該当するもの	100分の15

(略)

付 則

(略)

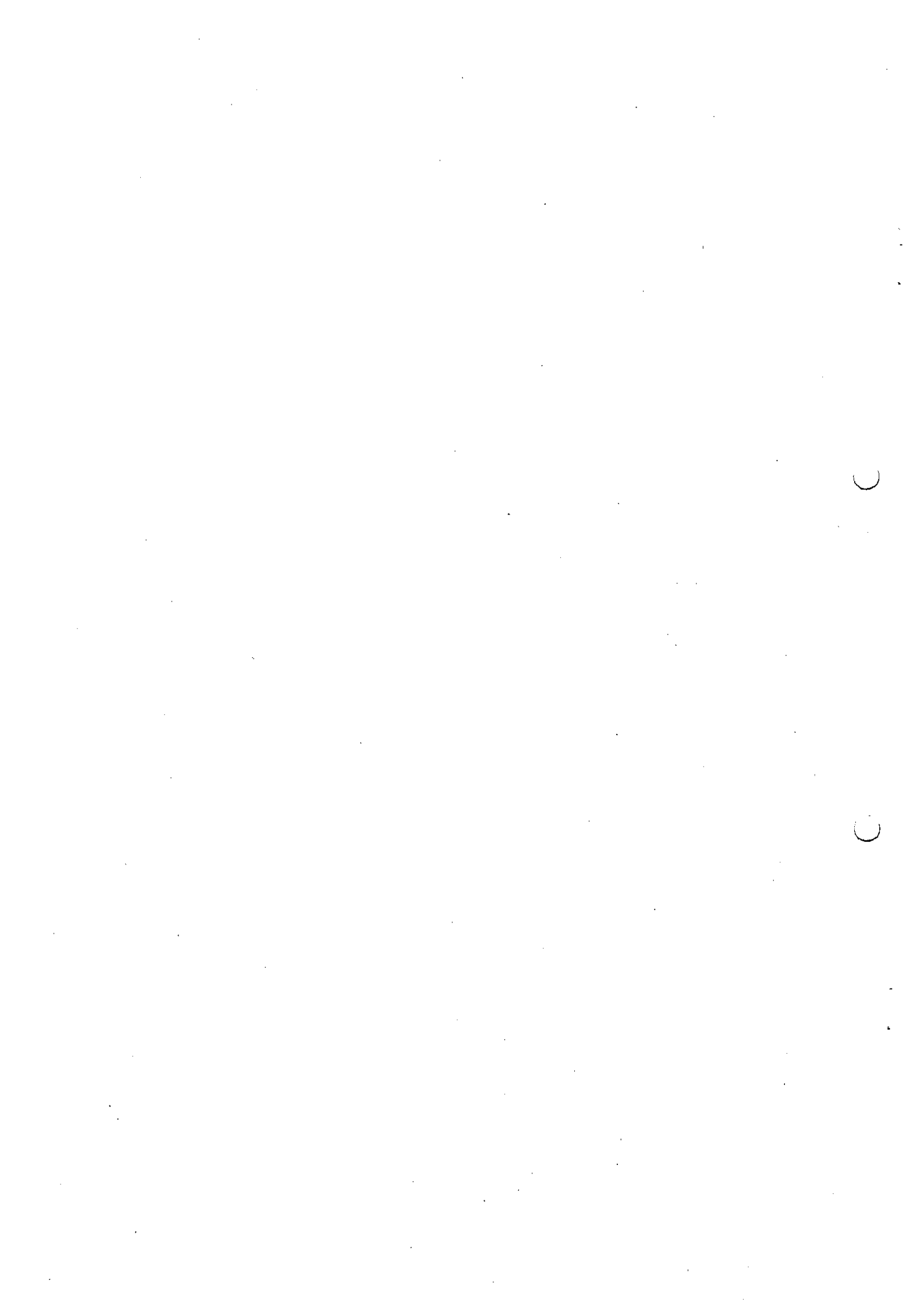
(削除)

付 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成33年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則（以下「第1条の規定による改正後の規則」という。）別表第3 Dの項に規定する管理職手当の支給を受ける者のうち、施行日の前日において、第1条の規定による改正前の西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則（以下「第1条の規定による改正前の規則」という。）別表第3 Dの項に規定する管理職手当の支給を受けていたもの（任命権者が定める者を除く。）に対する第1条の規定による改正後の規則別表第3の規定の適用については、同表Dの項中「45,000円」とあるのは、施行日から平成32年3月31日までの間は「56,000円」と、同年4月1日から平成33年3月31日までの間は「52,000円」とする。

西宮市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の職名に関する規則

現 行	改 正 案
<p>(職員の種類及び職名)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する職員(以下「職員」という。)の種類及び職名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事務職員</p> <p>理事、<u>参与</u>、<u>参事</u>、<u>参事補</u>、<u>副参事</u>、<u>主査</u>、<u>副主査</u>、<u>主事</u>、<u>指導主事</u>、<u>学芸員</u>、<u>司書</u></p> <p>(2) 技術職員</p> <p>理事、<u>参与</u>、<u>参事</u>、<u>参事補</u>、<u>副参事</u>、<u>主査</u>、<u>副主査</u>、<u>主事</u>、<u>技師</u>、<u>栄養士</u></p> <p>(3) 技能職員</p> <p>自動車運転主任、<u>自動車運転副主任</u>、<u>自動車運転手</u></p> <p>(4) 労務職員</p> <p>用務班長、<u>用務員</u>、<u>チーフ調理員</u>、<u>調理員</u>、<u>介助員</u>、<u>学校教育事務員</u>、<u>家政作業員</u></p> <p>2 前項に掲げる職名のうち、<u>理事</u>は、<u>行政職給料表8級</u>に、又は<u>教育次長の役名</u>を發令され<u>教育職給料表(1)5級</u>に格付されている職員の職名とし、<u>参与</u>は、<u>行政職給料表7級</u>に、又は<u>部長の役名</u>を發令され<u>教育職給料表(1)5級</u>に格付されている職員の職名とし、<u>参事</u>は、<u>行政職給料表6級</u>に、又は<u>教育職給料表(1)4級</u>若しくは<u>教育職給料表(2)3級</u>に格付されている<u>職員の職名</u>とし、<u>参事補</u>は、<u>行政職給料表5級</u>に、又は<u>課長補佐の役名</u>を發令され<u>教育職給料表(1)3級</u>若しくは<u>教育職給料表(2)2級</u>に格付されている職員の職名とし、<u>副参事</u>は、<u>行政職給料表5級</u>に、又は<u>係長の役名</u>を發令され<u>教育職給料表(1)3級</u>若しくは<u>教育職給料表(2)2級</u>に格付されている職員の職名とする。</p> <p>(役付職員の役職名)</p> <p>第4条 職員のうち役付職員の役職名は、次のとおりとする。</p> <p>教育次長、<u>担当理事</u>、<u>部長</u>、<u>室長</u>、<u>課長</u>、<u>館長</u>、<u>事務長</u>、<u>課長補佐</u>、<u>係長</u></p> <p>(略)</p>	<p>(職員の種類及び職名)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する職員(以下「職員」という。)の種類及び職名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事務職員</p> <p>理事、<u>参与</u>、<u>参事</u>、<u>副参事</u>、<u>主査</u>、<u>副主査</u>、<u>主事</u>、<u>指導主事</u>、<u>学芸員</u>、<u>司書</u></p> <p>(2) 技術職員</p> <p>理事、<u>参与</u>、<u>参事</u>、<u>副参事</u>、<u>主査</u>、<u>副主査</u>、<u>主事</u>、<u>技師</u>、<u>栄養士</u></p> <p>(3) 技能職員</p> <p>自動車運転主任、<u>自動車運転副主任</u>、<u>自動車運転手</u></p> <p>(4) 労務職員</p> <p>用務班長、<u>用務員</u>、<u>チーフ調理員</u>、<u>調理員</u>、<u>介助員</u>、<u>学校教育事務員</u>、<u>家政作業員</u></p> <p>2 前項に掲げる職名のうち、<u>理事</u>は、<u>行政職給料表8級</u>に、又は<u>教育次長の役名</u>を發令され<u>教育職給料表(1)5級</u>に格付されている職員の職名とし、<u>参与</u>は、<u>行政職給料表7級</u>に、又は<u>部長の役名</u>を發令され<u>教育職給料表(1)5級</u>に格付されている職員の職名とし、<u>参事</u>は、<u>行政職給料表6級</u>に、又は<u>教育職給料表(1)4級</u>若しくは<u>教育職給料表(2)3級</u>に格付されている<u>職員の職名</u>とし、<u>副参事</u>は、<u>行政職給料表5級</u>に、又は<u>係長の役名</u>を發令され<u>教育職給料表(1)3級</u>若しくは<u>教育職給料表(2)2級</u>に格付されている職員の職名とする。</p> <p>(役付職員の役職名)</p> <p>第4条 職員のうち役付職員の役職名は、次のとおりとする。</p> <p>教育次長、<u>担当理事</u>、<u>部長</u>、<u>室長</u>、<u>課長</u>、<u>館長</u>、<u>事務長</u>、<u>係長</u></p> <p>(略)</p>



西宮市立の学校の管理運営に関する規則

現 行	改 正 案
<p>(事務長等)</p> <p>第 4 2 条 高等学校に置く事務長には、参事をもって充てる。</p> <p>2 高等学校には、<u>課長補佐</u>、<u>係長</u>及び<u>その他の必要な職員</u>を置くことができる。</p> <p>3 事務長は、<u>校長の命</u>を受け、<u>庶務</u>、<u>会計</u>その他の<u>事務</u>をつかさどり、<u>所属の事務職員</u>等を指揮監督する。</p> <p>4 <u>課長補佐</u>は、<u>所属上司の命</u>を受け、<u>所属の事務職員等</u>を指揮監督して<u>事務</u>を処理し、又は自ら<u>特定課題等</u>を処理するものとする。</p> <p>5 係長は、<u>所属上司の命</u>を受け、<u>所属の事務職員等</u>を指揮監督して<u>事務</u>を処理し、又は自ら<u>特定課題等</u>を処理するものとする。</p> <p>6 事務長は、<u>校長の承認</u>を得て、<u>所属の事務職員等</u>の配置及び<u>その担当事務</u>を定める。</p> <p>7 事務長は、<u>前項の規定</u>により、<u>所属の事務職員等</u>の配置及び<u>担当事務</u>を定めるときは、<u>その都度教育総務課長</u>及び<u>教育人事課長</u>に報告しなければならない。</p> <p>8 事務長、<u>課長補佐</u>及び<u>係長</u>は、<u>必要に応じて相互に関連する事務の執行</u>に関して協議し、互いに協働して、<u>事務の遂行</u>に努めなければならない。</p> <p>9 事務長は、<u>臨時又は緊急の事務の処理</u>に関しては、<u>第 6 項の規定</u>にかかわらず、<u>適宜の措置</u>をとらなければならない。</p> <p>10 事務職員等は、<u>自己の担当事務以外の事務</u>であっても、<u>所属上司の命</u>により、互いに援助しなければならない。</p> <p>11 事務長、<u>課長補佐</u>及び<u>係長</u>は、<u>校長の権限</u>に属する<u>事務のうち</u>、<u>その他別に定めるもの</u>を除くほか、次に掲げる<u>事務を専決</u>することができる。ただし、<u>校長が指定するもの</u>又は<u>異例に属するもの</u>については、<u>校長の決裁又は指示</u>を得なければならない。</p> <p>(1) 事務長</p> <p>ア <u>所属の事務職員等の旅行命令及びその復命に係る事案のうち</u>、<u>課長補佐</u>(<u>課長補佐を置かない高等学校にあつては、係長</u>)の<u>市内又は近接地の旅行</u>に関すること。(宿泊を伴うものを除く。)</p> <p>イ <u>所属の事務職員等の休暇、欠勤、遅刻、早退及び超過勤務</u>に関すること。</p>	<p>(事務長等)</p> <p>第 4 2 条 高等学校に置く事務長には、参事をもって充てる。</p> <p>2 高等学校には、<u>係長</u>その他の<u>必要な職員</u>を置くことができる。</p> <p>3 事務長は、<u>校長の命</u>を受け、<u>庶務</u>、<u>会計</u>その他の<u>事務</u>をつかさどり、<u>所属の事務職員</u>等を指揮監督する。</p> <p>(削除)</p> <p>4 係長は、<u>所属上司の命</u>を受け、<u>所属の事務職員等</u>を指揮監督して<u>事務</u>を処理し、又は自ら<u>特定課題等</u>を処理するものとする。</p> <p>5 事務長は、<u>校長の承認</u>を得て、<u>所属の事務職員等</u>の配置及び<u>その担当事務</u>を定める。</p> <p>6 事務長は、<u>前項の規定</u>により、<u>所属の事務職員等</u>の配置及び<u>担当事務</u>を定めるときは、<u>その都度教育総務課長</u>及び<u>教育人事課長</u>に報告しなければならない。</p> <p>7 事務長及び<u>係長</u>は、<u>必要に応じて相互に関連する事務の執行</u>に関して協議し、互いに協働して、<u>事務の遂行</u>に努めなければならない。</p> <p>8 事務長は、<u>臨時又は緊急の事務の処理</u>に関しては、<u>第 6 項の規定</u>にかかわらず、<u>適宜の措置</u>をとらなければならない。</p> <p>9 事務職員等は、<u>自己の担当事務以外の事務</u>であっても、<u>所属上司の命</u>により、互いに援助しなければならない。</p> <p>10 事務長及び<u>係長</u>は、<u>校長の権限</u>に属する<u>事務のうち</u>、<u>その他別に定めるものを除くほか</u>、次に掲げる<u>事務を専決</u>することができる。ただし、<u>校長が指定するもの</u>又は<u>異例に属するもの</u>については、<u>校長の決裁又は指示</u>を得なければならない。</p> <p>(1) 事務長</p> <p>ア <u>所属の事務職員等の旅行命令及びその復命に係る事案のうち</u>、<u>係長の市内又は近接地の旅行</u>に関すること。(宿泊を伴うものを除く。)</p> <p>イ <u>所属の事務職員等の休暇、欠勤、遅刻、早退及び超過勤務</u>に関すること。</p>

ウ 軽易な許可、証明に関すること。
 エ 授業料等の徴収に関すること。
(2) 課長補佐
 ア 所属の事務職員等の旅行命令及びその復命に係る事案のうち、係長等の市内又は近接地の旅行に関すること。(宿泊を伴うものを除く。)
(3) 係長
 ア 所属の事務職員等の旅行命令及びその復命に係る事案のうち、所属事務職員等の市内又は近接地の旅行に関すること。(宿泊を伴うものを除く。)
 1.2 教育次長は、高等学校に西宮市教育委員会事務局処務規則（平成元年西宮市教育委員会規則第10号。以下「事務局規則」という。）第3条の2のチームを配置することができる。この場合、事務局規則のチームに関する規定を適用する。

ウ 軽易な許可、証明に関すること。
 エ 授業料等の徴収に関すること。
(削除)
(2) 係長
 ア 所属の事務職員等の旅行命令及びその復命に係る事案のうち、所属事務職員等の市内又は近接地の旅行に関すること。(宿泊を伴うものを除く。)
 1.1 教育次長は、高等学校に西宮市教育委員会事務局処務規則（平成元年西宮市教育委員会規則第10号。以下「事務局規則」という。）第3条の2のチームを配置することができる。この場合、事務局規則のチームに関する規定を適用する。

西宮市教育委員会事務局処務規則

現 行	改 正 案
<p>(チーム)</p> <p>第3条の2 教育次長は、担任する部等の課の所掌事務の全部又は一部について、当該課に内部組織（以下「チーム」という。）を設置し、当該所掌事務の執行にあたらせることができる。この場合において、教育次長は、当該課の所掌事務の内容及び美態並びに所属職員教の状況及び職員の能力、適性等を踏まえ、最も効率的かつ効果的になるようにチームを設置するものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、教育次長は、課の全部又は一部の職員をチームに配置するものとし、これらチームに配置された職員のうちから、当該チームの事務の取りまとめを行う職員（以下「チーム長」という。）を指定するものとする。</p> <p>3 チーム長は、チームに配置された他の職員とともに自らチームの事務を処理するとともに、チームの事務の状況を確認し、その事務が円滑に進むよう努めるものとする。</p> <p>4 チーム長（課長補佐及び係長を除く。第6条の2第2項において同じ。）は、適直、チームの事務の状況を所属上司に報告するものとする。</p> <p>5 西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則（昭和51年西宮市教育委員会規則第24号。以下「教育次長事務分担規則」という。）第2条第2号に定める教育次長は、第1項の規定により課の所掌事務をチームをもってあたらせようとする場合（これらの変更等を行うおととする場合を含む。ただし、教育次長事務分担規則第2条第1項第1号に定める教育次長が軽易な変更であると認める場合はこの限りでない。）は、教育次長事務分担規則第2条第1項第1号に定める教育次長と協議を行うものとする。</p> <p>6 教育次長事務分担規則第2条第1項第2号に定める教育次長は、課の設置又は廃止若しくは変更の必要があると認めるときは、その設置等について教育次長事務分担規則第2条第1項第1号に定める教育次長に協議を求めることができる。</p> <p>(事務局職員)</p> <p>第4条 事務局に、担当理事及び参与を置くことができる。</p> <p>2 部等に部長又は室長（以下「部長等」という。）、課に課長を置く。</p> <p>3 部等に参事、課に課長補佐又は係長を置くことができる。</p>	<p>(チーム)</p> <p>第3条の2 教育次長は、担任する部等の課の所掌事務の全部又は一部について、当該課に内部組織（以下「チーム」という。）を設置し、当該所掌事務の執行にあたらせることができる。この場合において、教育次長は、当該課の所掌事務の内容及び美態並びに所属職員教の状況及び職員の能力、適性等を踏まえ、最も効率的かつ効果的になるようにチームを設置するものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、教育次長は、課の全部又は一部の職員をチームに配置するものとし、これらチームに配置された職員のうちから、当該チームの事務の取りまとめを行う職員（以下「チーム長」という。）を指定するものとする。</p> <p>3 チーム長は、チームに配置された他の職員とともに自らチームの事務を処理するとともに、チームの事務の状況を確認し、その事務が円滑に進むよう努めるものとする。</p> <p>4 チーム長（係長を除く。第6条の2第2項において同じ。）は、適直、チームの事務の状況を所属上司に報告するものとする。</p> <p>5 西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則（昭和51年西宮市教育委員会規則第24号。以下「教育次長事務分担規則」という。）第2条第1項第2号に定める教育次長は、第1項の規定により課の所掌事務をチームをもってあたらせようとする場合（これらの変更等を行うおととする場合を含む。ただし、教育次長事務分担規則第2条第1項第1号に定める教育次長が軽易な変更であると認める場合はこの限りでない。）は、教育次長事務分担規則第2条第1項第1号に定める教育次長と協議を行うものとする。</p> <p>6 教育次長事務分担規則第2条第1項第2号に定める教育次長は、課の設置又は廃止若しくは変更の必要があると認めるときは、その設置等について教育次長事務分担規則第2条第1項第1号に定める教育次長に協議を求めることができる。</p> <p>(事務局職員)</p> <p>第4条 事務局に、担当理事及び参与を置くことができる。</p> <p>2 部等に部長又は室長（以下「部長等」という。）、課に課長を置く。</p> <p>3 部等に参事、課に係長を置くことができる。</p>

4 部等及び課に主査、副主査、主事、技師、指導主事、学芸員その他必要な職員（以下「一般職員」という。）を置く。

(略)

(管理職員の職務)

第6条 部長等は、上司の命を受け、所掌事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
2 課長は、所属上司の命を受け、所掌事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
3 課長は、課長補佐以下の職員について、必要があると認める場合は、当該部等における他の課の事務に従事することを命じることができる。

4 課長補佐は、所属上司の命を受け、所掌事務をつかさどり、所属職員を指揮監督して事務を処理し、又は自ら特定重要課題等を処理するものとする。

5 係長は、所属上司の命を受け、所掌事務をつかさどり、所属職員を指揮監督して事務を処理し、又は自ら特定課題等を処理するものとする。

(チーム長の職務)

第6条の2 チーム長は、その固有の職責において、当該チームに配置された職員を指揮監督する権限を有せず、並びに専決、代決、決定及び代理決定をすることができない。

2 チーム長は、課長に決裁が回議される前にその内容の確認を行う。

第7条 教育次長、部長等、課長、課長補佐及び係長は、必要に応じて相互に関連する事務の執行に関して協議し、互いに協調して、事務の遂行に努めなければならない。

2 教育総括室長は、教育職員の任免その他の人事に関する事務の執行にあたっては、学校教育部長長の意見を聞き、協議しなければならない。

(事務の執行)

第10条 教育委員会所管の事務のうち教育長に委任された事務については、教育長の決裁を得なければ執行することができない。ただし、教育次長、部長等、課長、課長補佐及び係長は、教育長が別に定めるところにより、それぞれ事務を専決することができる。

4 部等及び課に主査、副主査、主事、技師、指導主事、学芸員その他必要な職員（以下「一般職員」という。）を置く。

(略)

(管理職員の職務)

第6条 部長等は、上司の命を受け、所掌事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
2 課長は、所属上司の命を受け、所掌事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
3 課長は、係長以下の職員について、必要があると認める場合は、当該部等における他の課の事務に従事することを命じることができる。

(削除)

4 係長は、所属上司の命を受け、所掌事務をつかさどり、所属職員を指揮監督して事務を処理し、又は自ら特定課題等を処理するものとする。

(チーム長の職務)

第6条の2 チーム長は、その固有の職責において、当該チームに配置された職員を指揮監督する権限を有せず、並びに専決、代決、決定及び代理決定をすることができない。

2 チーム長は、課長に決裁が回議される前にその内容の確認を行う。

第7条 教育次長、部長等、課長及び係長は、必要に応じて相互に関連する事務の執行に関して協議し、互いに協調して、事務の遂行に努めなければならない。

2 教育総括室長は、教育職員の任免その他の人事に関する事務の執行にあたっては、学校教育部長長の意見を聞き、協議しなければならない。

(事務の執行)

第10条 教育委員会所管の事務のうち教育長に委任された事務については、教育長の決裁を得なければ執行することができない。ただし、教育次長、部長等、課長及び係長は、教育長が別に定めるところにより、それぞれ事務を専決することができる。

西宮市教育委員会教育機関処務規則

現 行

(教育機関の名称等)

第2条 教育機関の所属及び名称並びに教育機関の長及び職員は、次のとおりとする。ただし、指定管理者に管理を行わせる教育機関の職員については、当該指定管理者の職員とする。

所属	名称	教育機関の名称	教育機関の職員				一般職員
			課長相当の職	課長補佐相当の職	係長相当の職	主任嘱託員	
学校教育部	総合教育センター	所長	所長				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
社会教育部	青少年育成センター	所長	所長			主査 副主査 主事 指導主事 司書 その他 必要な職員	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 教育機関に課長補佐を置くことができる。

3 教育機関に係長を置くことができる。

4 教育機関に主任嘱託員を置くことができる。

5 教育次長は、教育機関に西宮市教育委員会事務局処務規則（平成元年西宮市教育委員

改 正 案

(教育機関の名称等)

第2条 教育機関の所属及び名称並びに教育機関の長及び職員は、次のとおりとする。ただし、指定管理者に管理を行わせる教育機関の職員については、当該指定管理者の職員とする。

所属	名称	教育機関の名称	教育機関の職員				一般職員
			課長相当の職	係長相当の職	主任嘱託員	係長相当の職	
学校教育部	総合教育センター	所長	所長				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
社会教育部	青少年育成センター	所長	所長			主査 副主査 主事 指導主事 司書 その他 必要な職員	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(削除)

2 教育機関に係長を置くことができる。

3 教育機関に主任嘱託員を置くことができる。

4 教育次長は、教育機関に西宮市教育委員会事務局処務規則（平成元年西宮市教育委員

会規則第10号) (以下「事務局規則」という。) 第3条の2のチームを設置することができ、この場合、事務局規則のチームに関する規定を適用する。

6 教育次長は、所管する課等の事務の連携が円滑に行われるよう常に事務執行状況に意を用い、各課の事務執行体制について調整を行う。

7 図書館における予算経理及びその他庶務については、中央図書館で行うものとする。

(管理職員の職務)

第4条 課長及び館長(以下「課長等」という。)は、所属上司の命を受け、所掌する教育機関の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、所属上司の命を受け、所掌する教育機関の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督して事務を処理し、又は自ら特定重要課題等を処理するものとする。

3 係長は、所属上司の命を受け、所掌する教育機関の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督して事務を処理し、又は自ら特定課題等を処理するものとする。

4 課長等、課長補佐及び係長は、必要に応じて相互に関連する事務の執行に関し協議し、互いに協調して事務の遂行に努めなければならない。

(事務の執行)

第6条 教育委員会所管の事務のうち教育長に委任された事務については、教育長の決裁を得なければ執行することができない。ただし、課長等、課長補佐及び係長は、教育長が別に定めるところにより、それぞれ事務を専決することができる。

会規則第10号) (以下「事務局規則」という。) 第3条の2のチームを設置することができ、この場合、事務局規則のチームに関する規定を適用する。

5 教育次長は、所管する課等の事務の連携が円滑に行われるよう常に事務執行状況に意を用い、各課の事務執行体制について調整を行う。

6 図書館における予算経理及びその他庶務については、中央図書館で行うものとする。

(管理職員の職務)

第4条 課長及び館長(以下「課長等」という。)は、所属上司の命を受け、所掌する教育機関の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(削除)

2 係長は、所属上司の命を受け、所掌する教育機関の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督して事務を処理し、又は自ら特定課題等を処理するものとする。

3 課長等及び係長は、必要に応じて相互に関連する事務の執行に関し協議し、互いに協調して事務の遂行に努めなければならない。

(事務の執行)

第6条 教育委員会所管の事務のうち教育長に委任された事務については、教育長の決裁を得なければ執行することができない。ただし、課長等及び係長は、教育長が別に定めるところにより、それぞれ事務を専決することができる。